

中小企業向け貸倒保証制度

ある日突然、得意先の大型倒産事故発生！



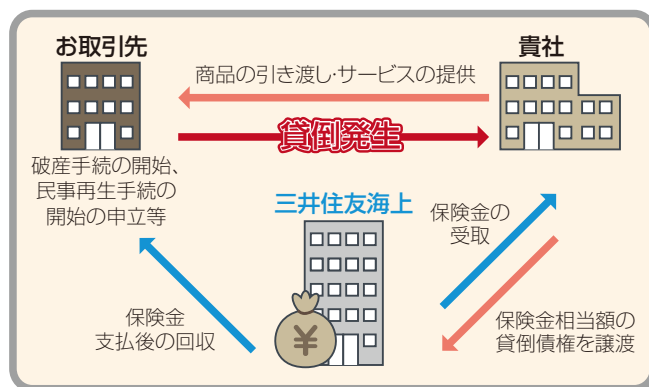
■ 中小企業向け貸倒保証制度とは…

1. 貴社お取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生(※)により売上債権が回収できない場合に、貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

(※) 履行遅滞の発生

お取引先が債務の弁済期日から3か月を経過してもその債務を履行しない場合において、引受保険会社はその債務につき履行の見込みがないと判断したときに保険金をお支払いします。

2. この保険は、法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、法人会連合会の会員である法人会に入会している(法人会会員企業である)ことが条件となります。



■ 中小企業向け貸倒保証制度のメリット



与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に引受保険会社の審査が加わり、お取引先(債務者)に対する与信管理の充実・向上が図れます。



キャッシュフローの安定化

貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることができるので、貸倒発生時の影響を軽減することができます。



貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。



対外信用力の向上

売上債権の保全となり、金融機関等(債権者)に対する貴社の信用力の向上が期待できます。

■ ご加入プラン(法人会専用)

ご加入のプランは、以下の3とおり(A・B・C)をご用意しています。なお、【ご加入時】または【加入期間中の変更時】によってお取引先に設定できる支払限度額が異なりますので、ご注意ください。

ご加入時				加入期間中の変更時			
取引先の信用度合	支払限度額の上限額			取引先の信用度合	支払限度額の上限額		
	プランA	プランB	プランC		プランA	プランB	プランC
区分1	1,500万円	200万円	3,000万円	区分1	1,000万円	100万円	2,400万円
区分2			2,400万円	区分2			1,800万円
区分3			1,800万円	区分3			1,200万円
区分4	1,000万円	200万円	1,200万円	区分4	500万円	100万円	800万円
区分5	500万円	200万円	800万円	区分5	200万円	100万円	400万円
区分6	200万円	200万円	400万円	区分6	100万円	100万円	200万円
区分7			200万円	区分7			100万円

※信用区分は、保険で対象とする取引先ごとに引受保険会社が判定します。

※支払限度額は、保険で対象とする取引先ごとに設定します。

※支払限度額は、取引先ごとに告知いただいた「売上債権残高(一定時点の売上債権残高またはそれにもとづき今後1年間の売上高見込を勘案した額)」と「信用区分」に応じた「支払限度額の上限額」のいずれか小さい金額で設定します。

※取引先ごとの支払限度額のほか、別途、貴社にお支払いする保険金の限度額を設定します。

以下にご記入のうえ、下記お問い合わせ先までFAXでご送付ください。

貴社名		入会している法人会名	
連絡先	住所	貴社	
	TEL	ご担当者名	
	FAX		
ご希望	<input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細説明を聞きたい。 <input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細資料を送付して欲しい。 <input type="checkbox"/> その他()		

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のご案内やその他の商品・サービスのご紹介をさせていただきます。

※入会している法人会がこの制度を採用していない場合は、ご加入いただけません。

お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社